

北海道告示第11122号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左側に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月8日

(経済部所管分 その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 新エネルギー設計支援事業 地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づいた新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1)市町村 (2)市町村(複数の市町村も含む。)と法人、任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体 (3)道内に事務所又は事業所を有する法人(営利を目的せず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) (4)(3)に掲げる者を含む複数事業者による共同体</p>	<p>新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの (1)報償費 (2)旅費 (3)原材料費 (4)備品購入費 (5)使用料及び賃借料 (6)印刷製本費 (7)消耗品費 (8)通信運搬費 (9)委託料 (10)その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	